

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《長野県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
旅行業務取扱管理者の選任義務の特例(着地型旅行商品の販路拡大)	旅行業法第 3 条、第 11 条の 2	<p>【国土交通省】</p> <p>旅行業務取扱管理者の選任義務に関する規定は、旅行者等による取引の公正、業務の適正を確保する旅行業法の根幹規定であり、消費者保護の観点から、当該義務の緩和は原則として認められない。</p> <p>→ 消費者保護を担保する代替措置について長野県に確認するとともに、今後、着地型旅行商品の販路拡大の実現に向けて、県側の意向も踏まえつつ、国土交通省へ継続協議。</p>	第 2 5 次構造改革特区提案 (H26. 4)
外国人スキーインストラクターの在留資格要件(実務経験要件)の緩和	上陸基準省令	<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 年のうち 3 か月程度しか活動しておらず、残りの期間は他の仕事をしているものについて 1 年の経験として認めることはできない。 ● 要件として求めている「3 年以上の実務経験」には、外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含むほか、本国以外の国において指導を行った経験も含めることができる。 <p>→ 在留資格認定証明書不交付事例の詳細をさらに確認の上、関係省庁と協議する。</p>	なし
検疫業務の特例	検疫法第 4 条	<p>【厚生労働省】</p> <p>以下の理由により対応不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員法上、嘱託職員制度がないため、空港近隣の医師を検疫所の嘱託職員とすることはできない。 ● 検疫業務を行う検疫官は公権力の直接的な行使を行う重要な役職であること及び感染症に感染したおそれがある患者が発生した場合には長時間・多くの業務を専念して行う必要があるため、原則として常勤の職員にて行う必要がある。 	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
		→ 常勤以外の職員でも検疫業務を行うことについて引き続き検討要請。	
造水・水循環研究開発の推進に係る規制改革 (安全保障貿易管理制度に基づく手続き等の簡略化・迅速化)	外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第48条第1項	<p>【経済産業省】</p> <p>○安全保障貿易管理制度に基づく手続き等の簡略化・迅速化</p> <p>安全保障上の観点から、特区に限定した手続き等の簡略化・迅速化は難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものについて、貨物の輸出及び役務の提供をしようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ● なお、現状においても一定の要件を満たせば、包括許可制度の利用も可能である。 <p>→ 包括許可制度の一定の要件の緩和や手続き等のさらなる簡略化・迅速化に向けて、経済産業省に継続協議。</p>	なし
最先端の研究機関等の戦略的な集積（制度設計・明確化・要望）		<p>【経済産業省】</p> <p>産業集積について支援しているところであり、その中で公設試等への支援などを行っているところ。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>各年度予算において、革新的課題の研究開発に異分野融合体制で取り組む場の整備等に関する支援を継続的に実施しているところ。</p>	なし
外国人研究者等の査証（ビザ）の期間延長	外務省設置法第4条第13号、在外公館長あて査証関係通達	<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有効期間は一回限り3か月有効の就業ビザは、最初の入国時に必要となるもので、入国後は「使用済」となる。入国時に決定した在留期間中の出入国はビザではなく、再入国許可（又はみなし再入国許可）によって行う。 <p>→ 提案の具体的内容、支障事例等を再確認の上、関係省庁と協議する。</p>	なし